

## 【仮置場の必要資機材リスト】

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておく、可能なものについては市町村で備蓄しておくとともに、関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連携・協力体制を確立しておく。

表 1 一次仮置場における必要資機材 (1/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策(侵入防止)、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	

### 【設置】

#### ・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



#### ・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼働範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

・受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

資料編 【技 17-1】

表2 一次仮置場における必要資機材 (2/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両(パッカー車、大型ダンプ、アームロール車等)	災害廃棄物の搬入・搬出	○	

【処理】

・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・運搬車両

(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

表3 一次仮置場における必要資機材 (3/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○

【作業員】

- ・保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク(国家検定合格品)や、安全対策(有害廃棄物、危険物対策、騒音対策)としてめがね、手袋、安全(長)靴(踏み抜き防止)、耳栓(必要に応じて)を装着して作業を行う。



- ・休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

※出典：災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)

表 4 一次仮置場における必要資機材 (4/4)

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉塵の飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉塵の飛散防止		○
	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止(堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定)		○
	掃除用具	仮置場その周辺の清掃(美観の保全)		○

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

資料編 【技 17-1】

### ・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



### ・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



### ・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



### ・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

資料編 【技 17-1】

・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬入道路や場内道路に散水したり、ロードスウィーパー等により清掃する。



・発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

- ・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- ・掃除用具

仮置場及びその周辺的美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

※出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

資料編 【技 17-1】